

第十九回国 参議院大蔵委員会議録第十八号

昭和二十九年三月十五日(月曜日)午後二時二十四分開会

委員の異動

三月十二日委員松野鶴平君辞任につき、その補欠として、白井勇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 藤野 繁雄君
小林 政夫君

委員

青柳 秀夫君
木内 四郎君
白井 勇君
山本 米治君
三木與吉郎君
成瀬 幡治君
野溝 勝君

政府委員

大蔵政務次官 植木庚子郎君
大蔵省主計局長 正示啓次郎君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
大蔵省主税局長 北島 武雄君
事務局長 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 会専門員 会専門員

説明員

大蔵省為替 稲益 繁君
局総務課長

本日の会議に付した事件

○株式会社以外の法人の再評価積立金

の資本組入に関する法律案(内閣提出)

出)

○出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案(内閣提出)
○交付税及び譲与税配付金特別会計法案(内閣提出)
○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国稅取納金整理資金に関する法律案(内閣提出)

○関稅法案(内閣提出)
○関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

一、株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案、(本審査)
二、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案、(予備審査)
三、交付税及び譲与税配付金特別会計法案、(予備審査)
四、証券取引法の一部を改正する法律案、(予備審査)

以上四案につきまして提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(植木庚子郎君) 只今議題となりました株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案は、三法律案につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

先ず株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案について申し上げます。

資産再評価法第九九条の規定による再評価積立金の資本組入につきまして、従来、株式会社についてのみ認められていたのが、株式会社が以外の法人につきましてもこの際、資本組入を認めることが適当であると考へられますので、ここに、この法律案を提出することとしたのであります。

以下本法案につき、その大要を申し上げます。

先ず第一に、再評価積立金を資本に組入れるには、定款変更の場合と同様の決議を要することとしたしております。

第二に、出資について口数の定めがある法人が資本組入を行なつた場合には、組入額の総額に対応して出資の総口数が増加するものとし、出資者各人の出資口数は、それらの出資者が現に有している出資口数に応じて増加することとしたしております。

第三に、資本組入の場合においては、原則として無償で出資口数が増加するのであります。株式会社の場合と同様、出資一口の金額の一部を出資者に払い込まれることを認めるとともに、端数又は払込のなかつた出資の口数が生じた場合における売却又は出資者の募集及びこれによつて得た金額の分配について必要な規定を設けることとしたしております。

第四に、資本組入を行なつた結果、出資者の口数が法令に規定する保有限度を超える場合の特例を設けると共に、出資者に対して分配すべき金額の額について、法人の所得の計算上所要の特例措置を講じております。

第五に、本法案の附則によりまして、株式会社の資本組入の場合において、失権株又は端株を公募する際の発行価額について、商法の特例を設けました。

次に出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

元来、出資金は複数人の共同事業の基金として拠出される金銭であつて、後日これに相当する金額が出資者の手許に復歸するかどうかは、事業の成否如何にかかるとの性質であり、あらかじめ返還を確約しなからざるものであります。然るに、最近におきまして、出資金として一般大衆から大量の金銭を受け入れるにつき、一方において後日必ずその全額又はこれを超える金額を支払ふべきことを表示し、又はその全額を払戻すかのとき誤解を生ぜしめるような方法を用いておりながら、他方において、事業不成功の場合にその全額の支払の不能を来している場合が少なくないのであります。かかる方法によりまして不特定多数の者から金銭の受入をすることは、出資者に不測の損失を招来せしめ、一般の経済秩序に混乱を生ぜしめる因となることは明らかであります。そこで、このような金銭の受入を禁止する方途も考えられるのであります。この際はむしろ、出資金の性格を誤認せしめるような出資の受入を禁止し、一般大衆を惑わすような

金銭の受入の方法を一掃するのが適当であると存するのであります。

又、預金の受入等の受信業務につきましては、現在すでに各般の金融関係法規によりまして、行政庁の免許乃至認可を受けた金融機関以外の者がこの業務を営むことを禁止しているのではありませんが、最近はこの面における脱法的な行為も愈々巧妙な手段がとられるようになりまして、取締りに困難を加えて参つておる実情であります。従いまして、この際、預金の受入等の禁止の範囲によりまして、取締りに便ならしめ、もつて金融秩序の維持を図ることとしたのであります。

次に金銭の貸付等を業とする貸金業者につきましては、現在「貸金業者の取締りに関する法律」によりまして、貸金業を行うには大蔵大臣への届出を要することとしたしております。この外、この法律におきましては、貸金業者が預り金をすることを禁止すると共に、更に金融機関の役員等といわゆる浮貸し等を禁止し、又この法律制定の当時、無尽業法に規定する無尽に類似する業務を行つていたいわゆる殖産会社の整理の措置を規定しているのがあります。然るところ現在に至るまでこの法律の運用上の経験に鑑みまして、貸金業者の届出制は、現在においてはその必要を認めないのみならず、むしろ弊害を生じている状況でありますし、他面、殖産会社の整理はすでに完了いたしましたので、この際この法

律はこれを廃止することが現状に即すると考えられるのであります。

なお貸金業者の金利のみならず、一般に金貸付の利息等につきましても、その不当に高いものはこれを取り締る必要があると考えられますので、今回罰則をもつてその取締を行うこととしたのであります。

次に、この法律案の主な内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、何人も、不特定多数の者に對して、後日出資金の金額以上の金額を払いもどすべき旨を示し、又はこのような払いもどしがある旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて、出資金の受入をしてはならないこととしております。

第二に、他の法律に特別の規定のある者を除いて、何人も業として預り金をしてはならないこととし、預り金の解釈規定を設けるとともに、主として貸金を業とする者が、社債の発行により不特定多数の者から貸付資金を受入れるときは、業として預り金をするものとみなしてあります。

第三に、貸金業等の取締に関する法律は、これを廃止することとしたしますが、同法中の金融機関役員等に對する浮貸し等の禁止規定は存置することとして、おおむねこれと同様の規定を設けてあります。

第四に、金銭の貸付を行う者が、その貸付利息について、日歩三十銭の限度を超えてこれを契約し又は受領したときは、刑事罰を課するとともに、金銭の貸借の媒介を行う者は、その手数料について、媒介金額の五分の限度を超えてこれを契約し又は受領してはならないこととしてあります。

第五に、罰則につきましても、高金利の処罰の外、出資金の受入の制限、預り金の禁止、浮貸し等禁止及び媒介手数料の制限の各規定に違反した者及びこれらの各規定の脱法行為をした者に対し刑事罰を課することとするともに、所要の両罰規定を設け、また銀行法、貯蓄銀行法、信託業法及び無尽業法の無免許営業者に対する罰則を強化し、併せて両罰規定を設けるほかこれらの法律中の他の罰則についても整備を図つてあります。

次に交付税及び譲与税配付金特別会計法案について提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、今般、地方公共団体の財政運営の自律性及び安定性を強化し、地方財源の偏在の是正を図るため、従来の地方財政平衡交付金制度に代え、新たに、地方交付税及び入場譲与税に関する制度を設けるとともに、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に關する特別措置を講ずることとしたとして、本国会に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案及び昭和二十九年年度の揮発油譲与税に關する法律案を提案いたしてゐるのであります。これらの法律に基く交付税及び譲与税の配付に關する經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理することが適當であると考えられますので、ここに交付税及び譲与税配付金特別会計法案を提案いたした次第であります。

管理をいたすこととし、地方交付税相当額の一般会計からの繰入金、入場税収入及び附属雑収入を繰入とし、地方交付税交付金、入場譲与税譲与金、入場税収入の一副相当額の一般会計への繰入金及び附属諸費を繰出し、その他、毎会計年度の決算上の剰余とし、翌年度の歳入に繰り入れ、毎会計年度の歳出予算支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができることとする等、交付税及び譲与税の配付に關して必要とされる会計運営の制度を規定するとともに、昭和二十九年年度の揮発油譲与税の配付に關する經理につき所要の規定を設けることとしたしてゐるのであります。

最後に証券取引法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年における一般大衆による証券投資の増加に顧み、投資者の保護を益々強化する必要があると存するのであります。最近一部の貸金業者例をばいむゆる株主相互金融会社等にその例が見られますように、株券等の募集、売出等に際し、その株券等の額面価格が常に保証され、又は一定の配当等の支払が保証されるものと誤認させるような誇大な宣伝方法を用いて投資を勧誘し、これを信賴して投資に應ずる一般大衆に損害を与え、又は与えるおそれのある勧誘行為がなげば公然と行われているのであります。投資者保護のためには、これらの勧誘行為の規制を一層強化する必要があると認められま

す。よつて、この法律案を立案した次第であります。

その内容について申し上げますと、第一に、株券等につきその投資額相当額の金銭の回収が可能である旨の宣伝等をするを禁止することとしたしてあります。

即ち、株券、証券投資信託又は元本補填の契約の存するもの以外の貸付信託の受益証券等の募集、売出等に際し、一般大衆に対して、これらの証券が一定の価格で買ひもどし等が行われ旨の表示をすることを禁止することとしたしてあります。

第二に、これらの証券について一定の額の配当等が受けられるものと誤解されるような宣伝等をするを禁止することとしたしてあります。即ち、株券、証券投資信託又は貸付信託の受益証券等の発行者、売出をする者、これらの役員、使用人等が、これらの証券の募集、売出等に際し、一般大衆に対して、これらの証券につき一定額の利益配当が確実に行われる旨の表示その他一定の利益配当等が受けられるものと信じさせる恐れのある表示をすることを禁止することとしたしてあります。

なお、これらに違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処することとしたしてあります。

以上が四法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

なにとぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。

○小林政夫君 出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案と証券取引法の一部を改正する法律案、これは前から審議中であるといつてもいいことですが、法務大臣、副總理等の出席はどういうふうになつておりますか。

○委員長(大矢半次郎君) ずつと前の特別金融機関の調査の件に關して、今お話の副總理或いは法務大臣等の出席を要求し、その手続をとりましたが、その当時どうしても繰り合せがつかま

せんで、今日に及んだ次第であります。今度この二法案が提案になつたわけでありまして、この二つの法案は前からの問題と表裏一体を成すものであります。この法案の審議に當つては両大臣の出席を要求しようと思つております。

○小林政夫君 もう大分日にちも経過しておるし、どうも予算委員会等の審議の關係で、どうもこの委員会には出席でき難いのではないかと、そういうことで、明日私は予算委員会を質問することにいたしました。ついでに、政府のほうにおいては、特に銀行局長は本委員会における審議の経過は十分御承知のほすでありまして、大蔵大臣、法務大臣及び副總理において、私の質疑に對して十分な答弁ができるように、ただ銀行局長の關係のみであります。國税の面等においても、十分答弁できるように取計らわれることを要望いたします。

○政府委員(河野通一君) 明日です。

○小林政夫君 明日です。

○委員長(大矢半次郎君) 次に國稅収納金整理資金に關する法律案についてその内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(正示啓次郎君) それでは國稅収納金整理資金に關する法律案の内容を御説明申し上げます。

すでに提案理由の説明でも申し上げましたのでございまして、従来國稅として歳入に受け入れられましたものの中には、

過誤納金或いは欠損繰戻し、その他の事由によりまして、将来これを納税者に還付すべき性質の金額を含んでおつたのであります。この還付は別にもとより予算に計上いたしまして、租税戻し金として支出しておつたのでございまして、これはすでに委員各位の御承知の通り、財政法第二条に「収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいふ。」という、この規定から申しまして、いわば支払の財源に充当すべからざるものがこの国税等の収入の中に入つておつたということにございまして、私どもとしましては、この点、誠に不合理の点があるというところを痛切に感じておつた次第でありまして、特にこのことは、現在の所得税或いは法人税等、租税の大宗を占めますところの税が、いわゆる申告納税制度をとつておりますために、特にさういふ現象が著しくなつておるのでございまして、昭和二十八年年度の予算におきましても、これらの、いわゆる租税戻し金の予算が八、九十億に上つておるような次第でございまして、この点、誠に財源として、いわば不適格なるもの、或いは不確実なるものが入つておる。こういうことを痛切に感じておりましたので、今回この国税収納金整理資金に関する法律案を提案申し上げました。以上申し上げましたような、歳入の中に含まれておりました不確実な或いは不適格な要素はこれを排除いたしまして、収入は文字通り確実であり、又合理的であるところの収入を以て収入とすること、建前にいたしたい、こういうことが本法律案提出の根本の理由でございまして、

そういう趣旨からいへばと規定が設けられておるのであります。法条の第三条に、資金を設置いたしまして、只今申上げましたような目的を達成するために、国税収納金整理資金といたすものを置くことに規定をいたしたのであります。本資金は、第四条に規定をいたしております通りに、大蔵大臣が法令に従つてこれを管理することにいたしております。

託官」を設けることにいたしております。これは第十三条に「郵政官署への委託」といたしまして規定をいたしております。かように収入、支出につきまして大抵現行の制度に準じた扱いをいたしてはいるのであります。

以上のような方法によりまして毎會計年度所屬の国税収納金の額と当該年度において支払の決定をいたしました過誤納金の還付金額との差額を、当該年度の一般会計或いは又今回新しく設けられました交付税及譲与税配付金特別会計に所屬いたします入場税等につきまして、その特別会計の歳入に組入れることといたしてはいるのであります。即ち最初に申上げましたように、従来漠然と歳入として、その中に相当額のもの納税者に還付せられるべき性質のものが入つておりました。それらの不確実な要素を一掃いたしまして、確実に歳入であるところのものを一般会計或いは特別会計の歳入にする仕組をとつてはいるのでございまして、現下いわゆる健全財政が非常に強い一般的な要請になつております際に、私どもとしましてはかねて、非常にその不合理を痛感いたしておりましたこの歳入の中の不確実な要素を排除する仕組をとることによりまして、真に確実であり合理的な歳入を財源といたしまして、予算を組み、或いは予算を執行して行くという建前を貫くために、以上のような仕組を考へまして、関係各省庁と協議の上、ここにこの法律案を出してはいるのでございまして、ただ最後に、還付加算金だけにつきましては、これはその性質上、国の経費でございまして、これは従来と同じように、一般会計、又

一方におきましては歳計の健全化、合理化、明確化ということを所期いたしておるのであります。他面におきましては納税思想の高揚に資するよう、戻しすべきものは速かにこれを戻すということをも所期しておるのでございまして、併し、さういふ目的のために本資金が濫用せられることは、誠に避くべきでございまして、只今申上げましたような適正なる計画を立てまして、その計画によつて資金の収支を行なつて参る。又それらの決算等につきましては、それら、検査院或いは国会に送らしまして、検査を受け、或いは御議決を願うということにいたしておるのでございまして、会計管理の責任は明確にこれを本法の中に規定しておるような次第でございまして、

その趣旨からいへばと規定が設けられておるのであります。法条の第三条に、資金を設置いたしまして、只今申上げましたような目的を達成するために、国税収納金整理資金といたすものを置くことに規定をいたしたのであります。本資金は、第四条に規定をいたしております通りに、大蔵大臣が法令に従つてこれを管理することにいたしております。

託官」を設けることにいたしております。これは第十三条に「郵政官署への委託」といたしまして規定をいたしております。かように収入、支出につきまして大抵現行の制度に準じた扱いをいたしてはいるのであります。

以上のような方法によりまして毎會計年度所屬の国税収納金の額と当該年度において支払の決定をいたしました過誤納金の還付金額との差額を、当該年度の一般会計或いは又今回新しく設けられました交付税及譲与税配付金特別会計に所屬いたします入場税等につきまして、その特別会計の歳入に組入れることといたしてはいるのであります。即ち最初に申上げましたように、従来漠然と歳入として、その中に相当額のもの納税者に還付せられるべき性質のものが入つておりました。それらの不確実な要素を一掃いたしまして、確実に歳入であるところのものを一般会計或いは特別会計の歳入にする仕組をとつてはいるのでございまして、現下いわゆる健全財政が非常に強い一般的な要請になつております際に、私どもとしましてはかねて、非常にその不合理を痛感いたしておりましたこの歳入の中の不確実な要素を排除する仕組をとることによりまして、真に確実であり合理的な歳入を財源といたしまして、予算を組み、或いは予算を執行して行くという建前を貫くために、以上のような仕組を考へまして、関係各省庁と協議の上、ここにこの法律案を出してはいるのでございまして、ただ最後に、還付加算金だけにつきましては、これはその性質上、国の経費でございまして、これは従来と同じように、一般会計、又

一方におきましては歳計の健全化、合理化、明確化ということを所期いたしておるのであります。他面におきましては納税思想の高揚に資するよう、戻しすべきものは速かにこれを戻すということをも所期しておるのでございまして、併し、さういふ目的のために本資金が濫用せられることは、誠に避くべきでございまして、只今申上げましたような適正なる計画を立てまして、その計画によつて資金の収支を行なつて参る。又それらの決算等につきましては、それら、検査院或いは国会に送らしまして、検査を受け、或いは御議決を願うということにいたしておるのでございまして、会計管理の責任は明確にこれを本法の中に規定しておるような次第でございまして、

以上で大体この資金の目的と、本法案の目的と、その運用方法の大綱を申上げたのでございまして、なお御質問等によりまして、詳しく御説明を申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に関税法案(本審査)及び関税法の一部を改正する法律案、(予備審査)右二案を議題として、内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(北島武雄君) 関税法案につきましては、昭和二十六年に輸入税率の全面改正をいたしたのでございまして、その際に各条文につきましても相当大幅な改正をいたしたのでございまして、ただその後の実施状況を見まして、改正を要する点もございまして、今回関税法の全面改正を契機といたしまして、従来の関税率法の各条文につきまして、全面的な再検討を加

以上で大体この資金の目的と、本法案の目的と、その運用方法の大綱を申上げたのでございまして、なお御質問等によりまして、詳しく御説明を申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に関税法案(本審査)及び関税法の一部を改正する法律案、(予備審査)右二案を議題として、内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(北島武雄君) 関税法案につきましては、昭和二十六年に輸入税率の全面改正をいたしたのでございまして、その際に各条文につきましても相当大幅な改正をいたしたのでございまして、ただその後の実施状況を見まして、改正を要する点もございまして、今回関税法の全面改正を契機といたしまして、従来の関税率法の各条文につきまして、全面的な再検討を加

えまして、ここに輸入税を除く他の
条文につきまして、全面的な改正の案
を提案いたしましたのでございます。な
お、従来、関稅定率法の付則におきま
して、今年の三月三十一日まで関稅を
免除或いは輕減いたしておりましたも
のにつきましては、原則といたしまし
てその期間を更に一年間延長いたしま
して、昭和三十年三月三十一日まで
それ／＼関稅を免除或いは輕減するこ
とといたしておるのであります。即
ち、重要機械類の免稅、学童給食の用
に供しますところの乾燥脱脂ミルクの
免稅或いは別表甲号におきまして大豆
以下の物品を掲げましたとして免稅し
ておりますもの、或いは又別表乙号に
おきまして関稅を輕減いたしておりま
すものにつきまして、それ／＼その免
除或いは輕減の期間を昭和三十年の三
月三十一日までと延長いたしておりま
す。

ただこの唯一の例外としましては、
金工業に使用いたします物品の免稅
規定を今回削除いたしましたことござ
います。金工業に使用いたします物品に
つきましては、昭和二十五年から貴金屬
管理法により三年間、更に昨年これを
關稅定率法に移して、今年の三月三十
一日まで免稅いたしておつたのでござ
います。これらの物品の輸入は年々減
少いたしておりまして、略、その免稅
の規定の存在理由も失いつつあるとい
うように見交されるのであります。な
おこの免稅いたしております物品の
大部分はいわゆる機械類でありまし
て、若し必要であるならば、それは重
要機械類の免稅のほうに移行いたしま
して、政令で必要な重要機械につい
ては免稅もできることになつております

ので、この際、条文の整理の意味も併
せまして、金工業に使用する物品の免
稅はこれを削除いたしております。
それからなお今回暫定的に、昭和三十
年の三月三十一日まで免稅すべき物
品の中に、針葉樹の製材の中、ヘムロ
ックその他のつが属のもので、厚さが
二百ミリメートルを超えないものにつ
きまして、暫定的に来年の三月三十一
日まで免稅いたすことになつてお
ります。この法案の三十六ページの別表
甲号の一番最後の税番千七百九番の木
材というのが新しく追加したもので
ございませう。

關稅定率法の本則は二十三条でござ
いまして、關稅法に比べますと非常に
簡單でございませうので、一応参考の意
味も兼ねまして、旧法と對照しながら
簡單に内容の御説明を申上げたいと存
じます。

法案の第一条は關稅定率法の「趣
旨」、第二条は「輸入」、「船用品」、
「機用品」、「輸出」という言葉につ
いての定義を掲げております。従來の
定率法には、法の趣旨及び重要用語の
定義などはございませんでしたが、今
回關稅法にならしまして、法の趣旨と
重要用語の定義を明らかにいたしました
のでございませう。

第三条は、現行法の第一条に相当す
る規定でございまして、ただ表現を異
にするのみでございませう。

第四条は、課稅價格に關する規定で
ございませうが、現行法の第二条でござ
いまして、御参考までに、關稅は如何
にしてその課稅價格を評價するかとい
うこの第四条の内容について、極く大
體を御説明いたしますと、第四条の第
一項は、結局、輸出国におきまして、

「当該貨物又は同種の貨物が通常の卸
取引の最及び方法によつて販売される
價格」というものを基にしまして、そ
れを基にして積上げたところの本邦到
着のCIF價格によるという規定であ
ります。これが原則でございまして、
第二項、第三項は、その原則の実施規
定でありまして、このCIF價格は、
輸入申告に際して提出された仕入書
その他の書類によつて決定できる場合
においては、これらの書類をそのままと
つて行くというのが第二項でありま
す。それから第三項は、「仕入書その
他の書類が提出されない場合」、或
いは「これらの書類に記載された事実が
真実と認められない場合」、或いは「こ
れらの書類により難い事由がある」と
認められる場合にはどうするかとい
うのが第三項の規定でありまして、そ
の場合におきましては、最近に本邦に
到達いたしました同種又は類似の貨物
について前項の規定によつて決定され
た課稅價格がございませうれば、その價
格を基として、更にその貨物の性質、
輸入の時期等の差異によること、この
價格の相違を勘案して、必要な調整を
これに加えて決定するといふ内容であ
ります。

それから第四項は、本邦に到着いた
しましてから、保税倉庫に入れて、そ
うしてそれで實際の輸入の許可がある
ときまで相当長時間に亘るといふよう
な貨物につきましては、その價格が保
稅倉庫等の設置期間中に著しく変動
いたしました場合におきましては、第三
項の規定に準じて、最近に本邦に
到着した同種又は類似の貨物について
仕入書その他の書類によつて決定され

た課稅價格を基として決定するとい
う内容であります。
それから第五項は、前各項でい
ろやつて来たけれども、どうしても行
かないという場合の最後の規定でござ
いまして、この場合には国内の卸賣價
格から逆算するといふ規定でありま
す。国内の卸賣價格から關稅その他の
課徵金及び輸入港から卸賣市場に至
るまでの通常の費用を控除した額を基
として決定するといふ内容でござい
ます。

第六項は、今回の新設でございませ
うが、これは外國通貨によつて表示さ
れた價格の本邦通貨への價格の換算を
どうするかという規定でございませ
う。従來これらの点につきましては、規定
がなく、取扱上いたしておりました
ことを、今回法律で明らかにいたした
のであります。

この第四条におきまして、従來の第
二条を改正いたしました点は、一項に
おきまして、五行目に、「輸入港に到
着するまでに要する通常の運賃及び保
險料」の次に括弧がございませう。この括
弧書きを新たに入れたのであります。
即ち、従來の方法によりませうれば、船
舶で日本に到着したのものについては、
船舶の通常の運賃、保險料による。そ
れから航空機で参りましたものにつ
いては、航空機によること、通常の運
賃及び保險料を基としてCIF價格を
決定するわけでありませうが、ただ物
によりましては、貨物で、航空機によ
りまして運ばれたものにつきまして、航
空運賃及び航空保險料をそのままプ
ラスすることが極めて無理な場合もござ
います。例えば少量の贈手品或いは商
品見本などで課稅されるような場合に

おきましては、うっかりいたしま
すと、航空運賃、航空保險料のほう
が、そのものの價格より高くなる場合
がございませう。そういう場合を救済す
る規定でございまして、そのような
場合には、船舶のほうの通常の運賃、
保險料で見ても行こうといふ内容で
ございませう。

あとの改正点は、第三項の四行目
で、「又は当該貨物の性質、輸入の時
期その他の事情の差異による價格の相
違があるものについては、その相違を
勘案し、合理的に必要と認められる調
整をこれに加えて、課稅價格を決定す
る」といふところ、これは従來からも
私どもの解釈としては当然このよう
にいたしておつたのであります。は
つきりさせる意味で書いたのであり
ます。

それから第四項におきましては、輸
入港に到着するときから輸入の許可の
ときまででありませうが、その輸入の許可
というのに、いわゆる輸入許可前の承
認の場合におきましては、その承認の
ときまでだといふふうになつてしま
して、現行法では単に「輸入ノ時迄」と
なつておりまして、解釈上多少疑義が
あつたのであります。この簡条をこ
のようにいたしておりますのは、は
つきりいたただけでございませう。
なお、五項におきましては、やはり
「当該貨物の性質等の差異による價格
の相違を勘案し合理的に必要と認めら
れる調整を加えた額を課稅價格とす
る。」これも従來解釈上やつておつた
ことでありませうが、法文上明らかに
したわけでありませう。

第六項は、只今申上げたように新設で
あります。

第五条は現行法の第三条そのままでございませう。ただ文語体を口語体に直しただけでございますが、そこに「便益関税」と称せられるものでありまして、関税上の特別な協定が日本とその国との間にない場合におきましても、互恵的見地或いはその他の国際事情を勘案いたしまして、関税協定による便益の限度を超えない範囲内で相手方に便益を与えることができるという規定であります。

第七条は報復関税でございます。現行法の第四条と殆んど同じでございますが、ただ本邦の航空機に對して差別待遇する国に對しても報復関税ができるように新らしく追加いたしました。本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出され、「云々」とございませうが、初めのほうの「航空機」というのが新らしく加わっております。

次は第八条でございますが、これは現行法の第五条でございます。相殺関税の規定でございます。相殺関税と申しますと、補助金、奨励金を出しておる物品に對しては、その補助金の効果を減殺させる意味において復関税を課することができるといふことが各々の規定にございませう。補助金の効果を減殺させる目的で追徴するところの関税、これが相殺関税でございます。相殺関税につきましては今回現行法の第五條で若干書いておられますのは、これは専らガットの規約に調子を合せたものでありまして、現行法においては、単に「外國ニ於テ輸出奨励金ヲ受クル物品ニ對シテハ」といふ、非常に簡単な言い方でありませうのを、ガットの規定に合せまして、「外國において生産又は輸出に對して直接又は間接に奨励金を補助する貨物の輸入が本邦の産業に損害を与え、若しくは与ふる虞があり、又は本邦の産業の確立を妨げると認められるとき」に相殺関税をかけるという要件をはつきりいたしましたのであります。それともう一つ現行法との違いは、現行法におきましては「奨励金と同額ノ関税ヲ課スルコト」となつておりましたのを、今回「奨励金

又は補助金と同額以下の関税を課することができると。若し幅を持たしたたのであります。場合によりまして必ずしも奨励金又は補助金と同額の関税を課する必要もないこともございませうので、その最高限度といたしまして相殺関税をかけることができるという規定であります。

第九条はダンピング関税であります。現行法の「第五条ノ二」でございますが、つまり現行法の規定と殆んど同様でございますが、ただガットの規定に即座にございませう。二行目あたり「又は本邦の産業の確立を妨げる旨の申出があつた場合」といふのを追加いたしております。それと第二項におきまして、ダンピング関税を徴収する相手方は、現行法におきましては「不当廉売者又ハ其ノ代理人」、これらの者が追徴されることとなつておりましたのを、「当該貨物の輸入者」を加へ、それから「その他これらの者と政令で定める密接な関係にある者」を追加い傷しておられます。

第十条は、これは現行関税法の第二條に規定してある規定でございます。俗に損傷減税と呼ばれておりませう。関税法の第二條におきましては「輸入貨物損傷シタル為減税ヲ請フ者アルトキハ輸入免許前ニ限リ相当ノ減税ヲ為スコトヲ得」といふ非常に漠とした規定であります。今回定率法に移しまして、その内容をはつきりさせたのが、この第十条でございます。

第十一条は新設の規定であります。従来日本から輸出いたしましたとして、五年以内に着るまで戻つて来たものについては、これは現行関税法第七條の十七号というところ

で、二度目に入つて来たときには免税にするという規定がございませう。但し、それに加工又は修繕を加えられた、初め出て行つたときと姿が變つたときは、免税されないのですが、そういたしますと、加工又は修繕されて価値がプラスになつた場合には全部とられるということになりませう。それは酷でございますので、加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年以内に戻つて来た貨物につきましては、日本において加工又は修繕をすることが困難であると認められるものについては、価値の増加分だけ對して関税をかけることができるという内容であります。多少むずかしい言い現わし方をしてありますが、窮局におきましては、価値の増加分の付加部分に對して関税をとることができるといふ規定がございませう。

それから第十二條は、現行法の第六條「主要食糧の減税又は免税」でございませう。これらの主食につきまして関税をかけることによりまして、国内において生産された同等品の卸売価格よりも高くなるようなとき、又は凶作とか、天災地変等のため緊急の必要のある場合におきましては、これらの主食に對して「政令で定めるところにより」、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができるといふ規定がございませう。これによりまして、政令で今ここに準つておる品目につきましては全部免税いたしておるのであります。ただ小麦粉が加わつておられます。ただ小麦粉につきましては、これは日本の製粉工場次第に整備されまして、最近で

は小麦を入れてそれを製粉して輸出するまでの余力も出たのでありまして、小麦粉そのままを輸入することは先ず先ず非常に少なくなつて来た。それ以外の主食といふさか越えを異にしておる点もございませうので、主要食糧の減税又は免税として、この条文から削除いたしました。ただグルタミン酸ソーダを輸出するために小麦粉を入れるという場合におきましては、現行法の輸出原材料の免税というところで、政令によりまして現在免税いたしておるものであります。昨年十月から主食に對する関税の減税又は免税の政令からは小麦粉を落しまして、その代りに、輸出するグルタミン酸ソーダを製造するために輸入する小麦粉については免税するように政令で措置いたしております。

第十三條は、特定の物品を製造するために入れるところの輸入原料品の減税又は免税であります。現行法では第九條の二項であります。ここに準つておる物品は大体現行法通りであります。ただ一号におきましては「コーンスターチの製造に使用するための「とうもろこし」といふものを新らしく追加いたしてございませう。コーンスターチといふのは、御承知のように「とうもろこし」から製造するものでございませうが、これは輸出綿布の糊付けに使用されますもので、相当輸出に貢献いたしているものであります。輸出奨励の見地から、今回第十三條の一号のほうに、コーンスターチの製造に使用するための「とうもろこし」を追加することといたしたのであります。第十三條のあの規定は大体現行法の通りでありまして、細かく言へば多少の違いはこ

第六部 大蔵委員会會議録第十八号 昭和二十九年三月十五日 【参議院】

ざいですが、説明は省略いたします。
 第十四条は、「無条件免税」と銘打つてあるのですが、現行法の第七條におきましては、「左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ス」とありまして「御料品」から二十四までの「航空機ノ発着又ハ航行ノ安全ノ為必要ナル機械」等について免税いたしておるのでありますが、これらの規定の内容をよく分析いたしますと、これは無条件に免税していいものと、そうでなくて、特定の用途に供するがために免税するのであるから、若し他の用途に供された場合には追徴すべきものも相当あつたのであります。
 それを現行法におきましてはすべて包合いたしました、一遍追徴いたしませんと、あとで追徴する規定が実はなかつた。これは関税定率法の一つの欠陥と私も考えております。今回内容を分析いたしました現行法の第七條に規定しておりますものうち、無条件免税すべきものを十四條にし、それから特定の用途に供するがために免税するのであつて、他の用途に供した場合には追徴するという場合は、第十五條の特定用途免税でいたしております。なお、外交官用貨物等の免税については第十四條に規定したのであります。
 十四條の一号は、現行法の第七條の一号、「御料品」というものの表現を改め、二号は現行法の二号大体そのままでございます。それから三号は、現行法の八号といたしまして「本邦在住者ニ贈与スル勳章、賞牌及記章」と簡單に書いておきますのを、今回贈与する主体のほうを公共的なものに限定いたしますと共に、対象となる物品につきましては、勳章、賞牌、記章だけでな

く、その他これらに準ずる表彰品に範圍を拡大いたしております。四号の「記録文書その他の書類」は七條の九号そのままでございます。五号は、七條の十号、ただ「日本専売公社又はこれらの委託を受けた者が輸入するもの」と、多少範圍は広がっております。第六号は「商品の見本」でありまして、現行法の七條の十三号そのまま、それから七号は携帶品に対する免税でありまして、現行法におきましては七條の十四号でございますが、従来旅客の携帶品につきましては割合に簡單な規定で書いておつたのであります。今回具体的に割合にはつきりさせますと共に、携帶品の中で、自動車、船舶、航空機その他の物品につきましては無条件免税といたしませんで、これを再輸出免税のほうに規定いたしております。それから八号は引越荷物の免税規定でありまして、現行法の七條の十六号でございますが、これも内容を明らかにいたしますと共に、自動車、船舶等につきましては、これは特定用途免税のほうに持つて行つておりました、無条件免税するほうにはいたしてありません。九号は、七條の十五号そのままでありまして、十号は七條の十七号、十一号は七條の十八号、十二号は七條の十九号、十三号は七條の二十一号、十四号は七條の二十二号といふうちに、現行法と大体同様でございますが、ただ、この十五号が新設でございます。十五号といたしまして「増殖用の動物(増殖された動物又は当該動物からする生産品が主として輸出されるものに限る。)」で大蔵大臣が指定したもの、従来昭和二十六年まで、関税定率法によりまして、種用の動

物につきましては七條の二十三号でございまして規定がございまして、免税しておりましたが、但し政府とか公共団体或いは特定のものが輸入するのでなければならぬのであります。そういうものが輸入する種用の動物は、免税いたしておつたのであります。二十六年度の輸入税改正の際に、牛、馬、豚などの種用の動物は大体において無税になりましたので、その必要が殆んどなくなつたといふので、削除したのであります。実は最近北海道におきまして貂の一種でありますところのミンクをアメリカから入れてまして、もう三年計画でこれを増殖しようといふので毛皮にして輸出しようといふような計画がございまして、なほほうほつとつかうようなものも、そういうラ兔とかいうようなものも、そういう計画が起つておりましたので、今回有税の動物につきまして、それを増殖して、そのまま或いはその毛皮などを輸出するといふような場合におきましては、大蔵大臣が規定いたしまして免税するといふような措置を講ずることにしたのであります。
 第十五條は特定用途免税であります。一号は現行法の七條の十号に相当いたします。ただ公共企業体を一句加えましたのと、それから免税される物品におきまして、学校、博物館、研究所などで使用いたしますところの學術研究用品で、新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と思われるものはこれを免税することに追加いたしております。二号は七條の十号後段そのままでありまして、三号は七條の十一号、四号は七條の十一号二、五号は七條の十一号三、六号は七

條の二十号、七号は七條の二十四の一部分であります。八号が七條の二十四、大体现行法のそれらに相応規定がございまして、九号がこれが新設でございます。先ほど申しました引越荷物でありまして、自動車、船舶等については特定用途免税といたしまして、二年以内に他の用途に供した場合に税金を追徴する規定でございまして、
 十六條は外交官用貨物等の免税であります。現行法におきましては七條の六号と七号に規定がございまして、それをそれら分類して分けましたもの、多少範圍を拡げておりました。例へば三号におきまして、領事館關係を「これに準ずる機関」といふのは、今までは領事館だけでありましたが、これに準ずる機関の公用品も入れてありますのと、それから全般的に、領事館の職員或いは又、大公使その他の外交官、領事館職員等のものの家族について、御主人であるところの外交官等が輸入申請するものについては、免税するようになつておりました。併しこれらは勿論相互条件によるのであります。國際銀行によりまして相互条約の原則の下にこの免税の規定を適用するのであります。この二項が新しい狙いでございまして、前項の規定によつて関税の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものが、その輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外に供された場合には関税を徴収するという規定、大体自動車になつておりました。自動車につきましては世界各國でも大分制限規定があるのであります。今まで我が國は無条件で免税いたしております。外交官が輸入をし免税

にいたしますれば、これはまあ半年経たないうちに売つても差支えなかつたわけでありまして、国内市場の關係からいたしましてそういう場合には追徴することにいたしてあります。
 十七條は再輸出免税であります。現行法の八條でございまして、一遍輸入されて、輸入の許可の日から一年以内で再び出されたもので、次に掲げるものを免税する。この七号が多少範圍を拡げておりました。従来注文の取集め又は製作のための見本についてはそれだけでありましたのに、それに代用される用途のみを持つておるところの写真、フィルムその他について免税しております。それから十号は、これは先ほど申しましたように、旅客の携帶品として入つておきますところの自動車、船舶等については、再輸出免税として、一年以内にもう一遍持ち出せば免税してやる。
 十八條は、船舶の建造又は修繕用貨物の免税であります。現行法の第十條に相応いたします。細かい点については多少違つておりますが、大体现行法と大差ないものと御了承願います。
 十九條は現行法の九條の一項でありまして、輸出貨物の製造に使用される原料品のうちで政令で定めるものについては、減税、免税、又は免除をするといふ規定でございまして、これも現行法の九條のところと大体同様でございますが、ただこの三項が新しい規定であります。この結果、相当輸出については便利な規定でございまして、非常には技術的な規定であります。関税の軽減又は免除を受けた原料品と同種の他の原料品を混ぜ合せて使用して、そうして輸出貨物の原料品だけ

を原料として製造した場合の製品と同一の製品を造つた、輸入原料品と同一の例えは小麦粉からグルタミン酸ソーダを造る場合に、輸入の小麦粉と国内の小麦粉を混ぜて造つたという場合におきましては、従来は、混ぜて造りますと、その全部が輸出されないと、とにかく輸出原料品としての製品となつて出て行かないわけでありませう。全体が輸出されない限り追徴をすることにありまして、非常に不合理の点がありましたので、今回或る程度混ぜ合せました場合に、当初輸入いたしました原料品に相当する部分の製品だけ出て行けば、あとは混ぜ合せた国内品として免税いたすという規定であります。一定限度において代替使用を認めたいのであります。

二十条が違約品の返送の場合のもどし税の規定でございます。新設でございます。輸入いたしました契約の内容と相違するため返送するといふような場合におきましては、従来もどし税の規定がなかつたのであります。それは、輸入の許可の日から三ヶ月以内にこれを保税地域に入れましてあとで戻すといふような場合には、前の税金を戻してやるという制度でございます。これは世界各國でも採用されておる制度であります。

第二十一条は輸入禁制品で、現行法第十一条そのままでございまして、ただ二項を新設いたしました。その輸入禁制品の処分の内容を明らかにいたしております。税関は、これらの輸入禁制品は没収して廃棄するか、又はその積み戻しを命ずることができるといふ

ふらに、新しくはつきりその禁制品の処分を規定いたしました。

第二十二條は関税率審議会でありまして、現行法の第十三條であります。大蔵大臣の諮問に應じて、関税率に關する重要な事項を調査審議するた

め、昔から関税率審議会があつたのであります。現行法の第十三條の規定に若干の修正を加えてそのまま持つて来たわけでありませう。

第二十三條は、外国とみなす地域、ちよつとこの規定はわかりにくいのであります。現行法の第十二條と同様でございまして、「この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、

当分の間、外国とみなす」といふふうりに言つておるのであります。平和条約第三條に規定されております地域の中でまだ日本に行政権が復歸して

いないものを政令で規定いたしてあります。即ち沖繩、小笠原といふようなところをいふのであります。こゝに本邦の地域は当分の間外国とみなすといふことにならして、即ちこゝにいうところから日本を持つて来る場合には輸入になるということになります。出る場合には輸出になる。但しこれらの地域から輸入されるものにつきましては、附則におきまして当分の間免税する。勿論これらの土地で生産された物品についてはあります。

以上が極く大ざつぱりでございまして、今回の定率法の改正の内容でございます。おわかりにくいかと存じますが、なお御質問によりまして詳細にお答え申上げたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 以上の案について御質疑を願ひます。

○小林政夫君 今度新しく免税され

る甲号表の千七百九の「ヘムロックその他のつが属のもの、(厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る)」。これは商品知識がないのですが、どういう用途で、どういふふうにするかといふことがわからないので、説明を願ひたいのであります。

○政府委員(北島武雄君) ちよつとわかりにくいのでございませうが、つが属のもので、厚さが二百ミリメートルを超えないものについて免税するということになつておりますが、針葉樹におきましてはねずこ属、つが属、ひのき属とございませう。そのうちのつが属は非常に大衆的な建築用材でございまして、我が国に輸入されませうのも大部分のつが属でございませう。林野庁におきましては来年度相当大衆用建築用材を輸入したい予定でございませうが、五割の税金を暫定的に免除するといふ趣旨で提案いたしたわけでございます。

○小林政夫君 大衆用の建築用材といふことで、まあ簡単に言へば。

○政府委員(北島武雄君) はい。

○小林政夫君 一カ年特別減免をする、別表乙号の七百十九のカーボンブラックですね。これはその後の生産状態及び需要状態を、まだ来年一年間特別軽減措置をとらなければならぬことがわかるような具体的な説明をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) カーボンブラックにつきましては、昨年政府において御提案申上げました案におきましては、輸入税の現行一割をそのまま二割に上げるといふ内容であつたのでございませうが、国会において御修正になりました。但し今年の三月末までは

今まで通り一割に据え置こうといふような御提案でございませう。カーボンブラックにつきましては、その際、御説明いたしましたように、日本の四社、名前を挙げますと、東海電極、電気化学、日鉄化学、旭カーボン、この四社が新製品の製造に努力いたしておりまして、昨年この四社によつて大衆輸入品と同程度のものが試作的にでき上つたのであります。このうちの一家の東海電極につきましては、これは工業化したしまして、昨年の九月から市販を始めたのであります。やはり品質において多少の難点があるものであります。まだ国内需要者から継続状況のようでありませう。

○野澤勝君 カーボンブラックとは何ですか。

○政府委員(北島武雄君) 自動車のタイヤが黒い色をしてありますが、これはそのカーボンブラックを入れたからであります。ああいうことになるのであります。品質に多少難点があるのであります。且つまだ国内需要者から大量注文を受けるに至つていない状況であります。まあだん、これはやはり一割といふのは、定率法の別表通り二割にしなやならんと思ふのであります。まだ昨年八月にやつときまつたものであります。もう少し事情を見る、静観するといふ意味におきまして、取りあへず一年間延長する、こゝういふことを御提案したわけでありませう。これが国内品が本當に自信を以て国外品とはつきり対抗できるということになりませうと、私のほうといたしましても自信を持つてこれは二割に還元する法案を御提案できたのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 次に外国為替銀行法案を議題といたしまして、質疑を行います。

○小林政夫君 この第八条ですが、「物上担保附社債に関する信託業」ですが、これは純然たるいわば国内業務といふことになるのですか。こゝういふふうりに第八条をはつきり設けて、特にこの業務を扱わせる、こゝういふことになると、今後外債を募集する仕事は、優先的にこゝういふか、海外支店設置と同じようにこの外国為替銀行に取扱わせる。こゝういふ趣旨のようにも読めるのだが、それでは成るべく国内業務はこの外国為替銀行にはやらさないのだと、こゝういふ趣旨と違ふようにも思ふのです。この前の正金法等におきましてはこゝういふことはなかつたと思ふのですが、こゝういふ趣旨で特にこの規定を挿入されたのか。

○政府委員(河野通一君) 御質問の点は八條と、ここに条文が出ますもので、すから、今お話のような誤解を起すような点もあるものであります。この趣旨は実はこゝういふ意味でございませう。これはこゝういふのであります。この規定がありませう場合には、この規定が外国為替銀行は、担保附社債信託法に基く担保権の受託業務はできないことにならざる。併しなから外国為替銀行といつたしましては、外国に店を持ち、これらの外国で募集される担保附社債信託及び担保の附いている社債につきましては、いろ／＼そのほか或いは信託されて

おる担保の問題についての交渉等について非常に便宜が多い。従いましてこのように仕事については、お話のように成るほど担保の受託業務自体は純然たる国内業務でありますけれども、外国において募集される社債に關するものがありますから、その社債権者等についてはいろいろ担保について折衝する点がありますので、特に国内業務である社債の担保の受託の業務を外債に限つて外国為替銀行で取扱わせるというようにいたしたのであります。勿論、

外国為替銀行だけが優先して取扱つておかないことは勿論であります。例へば日本銀行でありますとか、信託銀行におきましては、当然これらの規定を要しないで外債については担保の受託業務は行われるわけです。恐らくそういった場合には、外国為替銀行がこれらの受託会社になる場合におきましても、恐らくは共同受託というよりな形で進行すると思ひます。この規定はむしろ優先的に取扱わせるという意味ではなくて、外国に店を持つておるこれらの外国為替銀行を、外債の担保の受託の業務から全然オミットしてしまふことは如何と考へますので、そういうことは限つて、外債に關する限りは担保の取扱業務はできるということにわざ／＼規定をいたした、この御了解を頂きたいと思ひます。

○小林政夫君 大体趣旨はわかりましたが、念を押して尋ねておきますが、長期信用銀行等と共同するといふような場合において、一応窓口的な役目をするところに、この外国為替銀行は一番便利だと、こういうふうな意味で共同受託をすると、こういうのであつ

て、本来の目標は長期信用銀行にあると、こう考へてよろしうございませうか。

○政府委員(河野通一君) どつちが主たる受託会社になるかという点につきましては、具体的にはなか／＼私としても御説明申し上げかねると思ひますが、外債であつても、その担保の受託業務というものは国内業務であるといふことは、はつきり申上げられると思ひます。従いまして、恐らく外国為替銀行が受託会社になります場合に、単独で受託会社になるということには恐らくあるまい。従つて殆んどあらゆる場合において、殆んどの場合が共同受託、若し外国為替銀行が一口乗ることになる。而もこの担保付社債信託という業務は国内業務であるといふことから、当然に今お話のようなことに解釈されて差支えないと思ひます。

○小林政夫君 ついでにこの際、この法案とは直接は關係ないけれども、外貨ユーザンスですね、ユーザンスといふものを一件どういふふうに考へておるか。これはまあ輸入の場合のみならず輸出とも合せて、この銀行を作るとすれば、將來もだん／＼曾つてのごとき貿易金融といふものを軌道に乗せて行こうとすれば、当然輸出輸入とも合せての外貨ユーザンスといふものを考へなければならぬ。そういう点についてはどういふふうに考へるか。

○政府委員(河野通一君) 利益総務課長のほうから御説明申上げます。

○説明員(稲益繁君) お尋ねの外貨ユーザンスでございますが、一般的に為替金融といふような観点から見ますと、恐らくユーザンスといふものが金融の常道であるといふような考へえをとおるのであります。たゞ／＼現状におきましては、国内における金融の問題、主としてその観点から、特に現在ではドルの輸入のユーザンスといふものは御承知の上にとめておるわけでございます。ポンドにつきましても、外貨の不足の状態に際しましてポンドの資金繰りを案にするという観点から、昨年春以降、実は実施いたしておりました。それで問題は、將來このような為替の専門銀行ができた場合に、このような制度をどう考へるかという点にあるかと思ふのであります。問題は、このような銀行制度によつてどういふことを申しますよりも、むしろそのとき／＼の国内の金融なり或いは外貨事情なり、そういうものから判断せられるべき事項であらうかと考へております。

○小林政夫君 そのとき／＼の金融情勢によるといふことであるけれども、外貨ユーザンスといふものを輸入輸出についてだん／＼掲げて行くという考へておるか。それはそう国内金融との関連と言つても、やり方によつては必ずしもその問題にする必要がないといふこともあるのだし、今でも、それは、はつきりわかるように今直ちにやれないという理由は、どういふことによつて、やつたら金融操作に困るとお考へになるか。

○説明員(稲益繁君) ちよつと説明が或いは足りなかつたかと思つておりますが、ドルの場合に、現在ドルの輸入ユーザンスといふものをとめておられます理由は、実は制度そのものとして、は正常なるこれが貿易金融であるとい

うふうふに考へられるのであります。大体たゞ／＼日本のドル資金がかなり豊富にありませうこと、これは昨年までの話ですが、従いまして、そのように際にドルのユーザンスを外国の銀行から受けるということは、結局は日本として外貨の金利その他において外貨私を必要とする点になる。かた／＼最近におきましては、国内で輸入の金融を引締めるということになります。と、外国の安い金利を国内の或る段階まで、例へば手形到着後三ヶ月とが四ヶ月とかいふ期間に入れますことによりまして、国内の金融をそれだけ緩和することになる。そのような観点から、現在実際にドルのユーザンスについておめておる。一方、ポンドの問題であります。これはそのような観点から申上げますと、やはり同じように停止すべきものかと考へられるのであります。たゞ／＼ポンドの資金繰りが非常に窮乏であつて、いろいろ資金手当のために苦勞いたしておられます。ポンドについては、外国からのそのようなポンドの資金繰りを助ける意味でユーザンスをしておるといふような違いがあると考へられるのであります。

○小林政夫君 輸入の場合にユーザンスを与えるといふことは金融を案にする、案にするけれども、当然それだけの物が入つておるわけですから、インフレ云々といふような点から考へればその心配はない。そうして金利が安いといふことは却つてそのコストを下げるゆゑで、むしろ、それはいいので、そういうことによつて安易に物が入つては困るといふことはあるけれども、これは為替管理のほうで考へて行

けばいいので、そのユーザンス制を採用するために困るといふことには必ずしも行かないのじやないか。それから同時に、輸入のユーザンスだけ考へておるけれども、輸出の場合だつてそういうことを考へたほうが、物が売れやすいこともあるだろうし、輸入輸出を併せて考へれば必ずしも今踏み切れないといふほどのことでもないのじやないですか。どうですか。

○説明員(稲益繁君) 実は輸出につきましても、御承知のように、ユーザンスと申しますか、期限付輸出手形というものが特別の日本銀行の融資で行われておるわけでありませう。このほうは別に私どもも、輸出促進という見地から非常に結構な制度だと考へております。ただ輸入につきましては、先ほど申上げましたように、実はユーザンスといふことになりませうと、通常形態をいたしまして、物ごとや或いは国ごとに期間乃至は商品による差別をつけるというよりなことが、まあ実は非常に困難になつて来るのじやないか、例へて申上げますと、最近輸入金融の引締めをやります際に、不要不急品につきましては極力輸入買手の優遇から外して行くとか、或いは期間を短縮するといふような形で、物により、或いは地域によつて国内における扱いを異にする。これは国内における金融制度と申しますか、そういう観点からきておられます輸入買手、輸入決済手形という場合に、初めてそういうことが或る程度政策的にできるといふふう

に考へられるわけなのです。これが外国から受け取りますユーザンスといふことになりませうと、一応、通常の場合、手形一覽期は九十日とか百二十日とい

うふうふに考へられるのであります。大抵たゞ／＼日本のドル資金がかなり豊富にありませうこと、これは昨年までの話ですが、従いまして、そのように際にドルのユーザンスを外国の銀行から受けるということは、結局は日本として外貨の金利その他において外貨私を必要とする点になる。かた／＼最近におきましては、国内で輸入の金融を引締めるということになります。と、外国の安い金利を国内の或る段階まで、例へば手形到着後三ヶ月とが四ヶ月とかいふ期間に入れますことによりまして、国内の金融をそれだけ緩和することになる。そのような観点から、現在実際にドルのユーザンスについておめておる。一方、ポンドの問題であります。これはそのような観点から申上げますと、やはり同じように停止すべきものかと考へられるのであります。たゞ／＼ポンドの資金繰りが非常に窮乏であつて、いろいろ資金手当のために苦勞いたしておられます。ポンドについては、外国からのそのようなポンドの資金繰りを助ける意味でユーザンスをしておるといふような違いがあると考へられるのであります。

○小林政夫君 輸入の場合にユーザンスを与えるといふことは金融を案にする、案にするけれども、当然それだけの物が入つておるわけですから、インフレ云々といふような点から考へればその心配はない。そうして金利が安いといふことは却つてそのコストを下げるゆゑで、むしろ、それはいいので、そういうことによつて安易に物が入つては困るといふことはあるけれども、これは為替管理のほうで考へて行

けばいいので、そのユーザンス制を採用するために困るといふことには必ずしも行かないのじやないか。それから同時に、輸入のユーザンスだけ考へておるけれども、輸出の場合だつてそういうことを考へたほうが、物が売れやすいこともあるだろうし、輸入輸出を併せて考へれば必ずしも今踏み切れないといふほどのことでもないのじやないですか。どうですか。

○説明員(稲益繁君) 実は輸出につきましても、御承知のように、ユーザンスと申しますか、期限付輸出手形というものが特別の日本銀行の融資で行われておるわけでありませう。このほうは別に私どもも、輸出促進という見地から非常に結構な制度だと考へております。ただ輸入につきましては、先ほど申上げましたように、実はユーザンスといふことになりませうと、通常形態をいたしまして、物ごとや或いは国ごとに期間乃至は商品による差別をつけるというよりなことが、まあ実は非常に困難になつて来るのじやないか、例へて申上げますと、最近輸入金融の引締めをやります際に、不要不急品につきましては極力輸入買手の優遇から外して行くとか、或いは期間を短縮するといふような形で、物により、或いは地域によつて国内における扱いを異にする。これは国内における金融制度と申しますか、そういう観点からきておられます輸入買手、輸入決済手形という場合に、初めてそういうことが或る程度政策的にできるといふふう

ふりに、およそまわっている問題でありまして、例えば發注品たるバナナには期間を三十日にするといふようなことが、一方的なこちらのあれで、これは許可制という観点から申しますと大きな問題ではないと思ふのでありますが、対外的な摩擦と申しますか、そのような観点からなく、実行しにくい。このような点で、現在輸入金融につきましては引締め態勢にある際、ドルについてのユーザンスは見合わしたいという考えであります。

○野瀧勝君 私はまだ、この外国為替銀行法、これは遅かつたくらいに思っているものであります。大体まあ結構な法案だと思つております。併しどうも、この理由から見ても御尤もでありませんが、今までにかような理由を考へておられたとしたならば、一体、銀行当局は、なぜ国家的に利益になることに對して手を打たなされたのですか。その点を私は一つお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) この問題を私どもとして真剣にとり上げることになりましたのは、講和条約が発効いたしましたして、日本が對外的に独立の國家として一人前に國際經濟に参画して行くという態勢になりましたときからでありまして、爾來なか／＼この問題につきましては、いろ／＼な観点から検討を要する事柄が非常に多いために、部内におきましてこの結論を得ますまでも、相当長い時間を要したのであります。部内におきまして一応の結論が出ましたのちにおきまして、やはり大蔵省以外の、関係のある各方面の意向を徴することが必要でありまして、これらの関係から、非公式に、関

係の方面、例えば金融界でありまして、或いは貿易界でありますとか、或いは貿易界以外の産業界、つまり生産者にも、この金融というものは非常に関連のあるところでありまして、そういった産業界も含めた財界、そういった各方面の意向を徴しておつたのであります。これらの各界の意見も、なかなかいろ／＼な観点から、一致した結論が出るのに相当の時間を要したといふようなことで、漸く昨年の秋頃に、各界の意見が、賛成、不賛成の問題は別として、一応出尽したといふふうな状態まで漕ぎつけることができたのであります。従いまして、これらの意見を受けて、私どもは昨年の暮に、大蔵省に臨時金融制度懇談会という諮問機関がございまして、この懇談会にこの法案についての諮問を申上げたわけであります。この懇談会におきまして、約一カ月余りいろ／＼御研究を願いました時に、おきまして、御答申を頂いたわけでありまして、その答申に従いまして、この法案の具体化ということに着手いたしました。今日国会に御提案申上げたような次第でございます。その間に非常な時間を要したではないかという御議論であります。正に約二年の期間をこの間に費しておりましたことはお話の通りでありまして、事ほどさういふ、いろ／＼な観点からやはりの／＼デイスカスをし、論議を尽して参る必要がある問題でありましたために、今申上げましたように時間を要した次第でございます。御了承頂きたいと思ひます。

○野瀧勝君 別に、まあ遅かりし感もありませんが、かような企図が具体化することは結構なんです、併しこうい

る計画が、大蔵当局でも、或いはそれぞれの國家を思ふ専門家の間において執拗にまあ強調されておつたのでございまして、今、銀行局長は、肝心なところには触れておりませぬけれども、いわば業界のほうにいろ／＼の意見があつて、ということ、むしろ私は、日本の金融業者が、自分の縄張りを侵される、乃至は自分の縄張りを少し有利にしよといふような気持から、かようなことが相当長引いて来たと思ふのです。誠に日本の金融資本家の諸君は實に度しがたき者であつて、日本の國家的利益に對しても、かような邪魔をするのであつて、誠にこの点は実に私もジユウのごときものであると、實に慚愧に堪えない。そこで特にこの外国為替銀行ができない場合においては、貿易上におきましても、今、局長が言われたように、或いはその他金融操作の上におきましても、或いは食糧の入手等々の具体的な問題におきましても、どのくらい一休損をしておるか、わらんといふ状態でありまして、特にこの外国為替の専門店といつたしましては、戦争前は正金銀行でした、あれは正金銀行が専門的に扱いました。当時、困といつたしましては、この特殊銀行と言ひましようか、専門銀行に對して、いろ／＼と援助を与えて来たのであります。これは私が言わなくても、銀行局長自身十分承知をされておることだと思ひますので、私は詳述を避けま

す。が、とにかくこの正金銀行の爲替操作のために、或いはアメリカ、或いは英國、その他外國の爲替操作に對等な腕内四郎君なども、すでに上海にお

いて財務官として、この外國爲替の問題については活躍をされたのであります。今更ここに喋々として私に申上げますことを避けまが、といふようなわけ、非常に國家的に、金融資本家それ自体の問題は先ほど申した通りなんです、併し國家的に非常に日本は利益しておつたわけなんです。それが戦後において、ま

あ今日までに至つたのでございまして、特に私は、この特徴といつたしましては、外貨の重点的預託、国内金融は円滑に、資金を低利に、有利にこれをやるといふ条件がある。更に第三は長期信用、或いは等々、興業銀行あたりがいろ／＼の方法をやつておりますけれども、とにかくこういう専門銀行ができれば、より貿易上の円資金というものを出すことが出来ます。こういうような、非常に國家に有利な条件が、この専門銀行によつて整備することができると思ふのであります。ただ併し、理窟はこれは容易でございますが、この今まで戦争前に國家的に成果を挙げたその専門銀行である正金銀行のよ

度懇談会の議事の経過に見ましても明らかであります。ただ、反対、賛成、両方の意見があつたと思ひます。併し私は、今、野瀧委員のおつしやるころとや見解を異にいたしておりません。私は、銀行においてこの制度に反対をいたしたのも、ただ単に自分の私的利益、その立場だけから、この爲替銀行制度に反対をしたのではないと考へております。

それからこの銀行制度ができました場合に、今、野瀧委員からおつしやる通り、私は國際經濟に日本が参画して行く場合におきまして、非常にこれがやはり制度としては寄与するものであるといふことは、私どもさういふふう考へて参つたのであります。それがこの法案を御提出申上げる最大の理由であることは、勿論これは申上げなくてもないことではあります。併しながら私は、やはりこの金融制度といふものは、この外國爲替銀行制度も含めて、決してこれはこれは万能薬ではないと考へております。その意味におきまして、あらゆる他の施策も併せて並行して、今後の日本の貿易の進展、或いは貿易金融の円滑化といふことに向つて努力をいたして参らなければならぬ、そのうちの、あらゆるいろ／＼な施策のうちの一つの大きな施策が、やはりこの外國爲替銀行制度の整備といふことにあると、私は確信をいたしておるのであります。

のが、現在の金融界の中にあるかないかという点であります。この点、野澤委員も御承知のように、戦争中、特に戦争末期におきましては、いわゆる自由なる意味の、本来の意味の外国為替というものは、実はなかつたのであります。戦後におきましては、占領中や

て、今日もうすでに日本の腹わたは見透かされておるわけでありませう。ドルの状態も御存じの通りこういう憐れな位下におきまして、今後国際的に優位するといふについては、政府におきまして余ほども腹をきめた積極的な支援育成をやつてもらわなければならぬと思つておる。そこで、そういう点について、折角この法案を出して、これから国際的に飛躍させよう、特に食糧の輸入の問題に對し、或いは貿易上の問題に對して、この外国為替銀行との関連におきましては、これは腹の

野澤勝君、そこで、非常にこの銀行局長である河野さんは、今後のこの期待を非常に確信しておるようでございますが、私はなかくさようなものではないと思つておる。戦争前におきましても、この問題につきましては、政府自身におきましては、非常に、助成と言ひましようか、非常にまあ力を入れていた。然るに戦後におきましては、戦前と違ひまして、国力も弱まつてお

政府委員(河野通一君)お話をよく聞いて、今後の国際環境といふものが決してなまやさしい事態で打開もできるものではない、日本の経済的地位といふものの向上を図るに對して、決して容易な努力で達成できると私は考えていません。今後のますくむすかしい環境

の下におきまして、私も貿易を伸ばし、そうして国の経済といふものを本當に自立させて行くためには、なみなみならぬ努力を要するといふことは、今、野澤さんのおつしやる通りであらうと私は考えておる。そういう環境の下におきまして、この外国為替銀行制度といふものが、真にその制度確立の目的を達成するようにいたして参りますためには、これは、この銀行當事者のみならず、政府といたしまして、できるだけの育成強化を図つて参ることが必要であらうと考えておる。ただ私は、そのために、この制度ができたからと言ひまして、他の市中にありまます一般の外国為替銀行、これらの仕事を著しく制限し、制約して、いわばこの新しくできる外国為替の専門銀行の独占的地位といふものを築き上げるといふような意味におきまして、この外国為替銀行を育成するといふことは、考えておる。又、そういうことをするとは適當でない。私も私どもは考えておる次第であります。これを他の言葉で申上げますならば、この育成措置は、飽くまで私は實の變つたけこの新しい外国為替銀行の育成に措置をとつて参るといふ方向で進んで参りたいと思つておるのであります。先般も当委員会におきまして、この点についてのいろいろ御意見を承わつたのであります。私も当面決して事態の環境を楽観はいたしてお

野澤勝君、まあそこがこの法案の非常に複雑なところがあるのでございませうが、私は結論的に言ひますならば、むしろいろいろの國營銀行的な性格にすれば一番いいと思つてございませうが、まあそういうことは今すぐできるものではないし、又無理だと思ひますから、私はそういうことを申上げるのにはありません。そこで、特に今このいわば資本主義の世の中の粹の中におきまして、独占資本を強めるといふよ

うなことは、これは私も賛成しておるのではないのです。そこで私の言うのは、折角いよいよこの外国為替銀行が業務を開始するといふことになると、先ほど申したような事情で、本當に骨が折れると思つておる。なか／＼戦前よりもそんなあまいもの考へてはお笑ひものだと思つておる。銀行局長はこの点はよくわかつておられると思ひます。ですから、そういう点においては独占をさせるという事はできない。そんなことは無理でありませうが、それだけに困難な國家的な任務といひますか、使命といひませうか、大きな日本経済の再建の意図を持つておる業務であるだけに、その点に對して政府はそれを育成するといふ熱意だけは強く持つて頂くならば、おのずと途は開けるといふように考へて、私は先ほど見解を述べたのです。局長は、他の銀行に非常に影響する心配から、発言を非常に自重してお答えされておるようでございますが、その取越し苦勞は、それはやめたほうがいいと思ひます。私は率直に申上げる。折角この為替銀行法を作り上げたこの趣旨は、さうなところ

い。私は希望的に意見を述べたのでありますから、さよう御了承を願いたいと思ひます。大体希望意見でございますから、質問というよりは、まあ、こういう見解であるということをお含み願ひまして、その点に對しての最後の局長の答弁を願ひまして、私は打切りたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 今お話し頂きました点は、私も、さういふふうで考えて運用をして参りたいと考えております。例へば外貨、政府が持つておられます外貨資金、これを為替銀行に預託いたします場合につきましても、先ほど申上げましたように、量的にはできるだけ厚く、この新しい専門為替銀行に預託をして行くということに私もはいたして参りたいと考えております。非常に弁解がましくなつて恐縮であります、専門銀行に限つて預託の金利を安くするとか、つまり例へば専門銀行にはこの預託金の金利は年一%出す、併し一般の為替銀行に外貨を預託する場合には二%出す、さういつたふうな質的な差別はつけたくない。量的にはできるだけこの銀行の育成に役立つような措置は講じて行く、さういふ趣旨で考えておりますので、この点については、恐らく野澤委員のおつしやつておられますこと、私どもの考へておられますことは、現実の問題といたしましては、さう聞いておられないのじやないかと私は考へておる次第でございます。なお、お話しはよく含んで、今後過ちのないようにつて参りたいと思ひます。

○藤野繁雄君 資料を預いておるうちに、私、素人だからお尋ねするのですが、日系外国銀行、この日系外国銀行の資金の構成その他、大体を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) この日系外国銀行と申しておりますのは、加州にできておられます住友銀行と、先方のアメリカのアメリカ銀行との間の共同出資によつてできておる銀行。それから東京銀行とやはり同じような形で、加州で、向うのローカル・バンクができておられますが、これがこの二つであります。

○藤野繁雄君 その資本の内訳は、○政府委員(河野通一君) 資本は、今ちよつと手許にございませぬが、百二十五万ドルくらいの資本金じやなかつたかと思ひます。それから預金等は、最近の日計表等は持つておられますが、大体私が承知いたしておられますのは、去年の暮頃で約三百万ドルか四百万ドルくらいの預金ができておるのじやないかというふうで考へておられます。これは大体業務の相手方が非常に限られておる点もございませぬので、伸び方は必ずしも急激に預金量等は殖えておられませんけれども、着実に固定した取引関係がだん／＼できて参つておるようであります。私はさう急なカーブで伸展するとは思ひませぬけれども、なんとか順調に伸びて行くのじやないか、かように考へておられます。なお御必要がございませぬれば、のちほど、もう少し正確に調べたもので、資料として差上げたいと思ひます。

○藤野繁雄君 これも素人でお尋ねするのですが、政府が手持の外貨を、どういふふうな銀行にどのくらい預けておられるか。その資料があつたらば、一つ御説明を願ひたいと思ひます。

らということも、ちよつと正確な数字を持合せておりませぬが、大体現在ございませぬ日本外貨というものを分けまして、おおよそ三つになります。一つは、最も多額に持つておられますのが大蔵大臣勘定、いわゆる政府の勘定であります。第二に属しますのが為替銀行の自己資金で持つておられます外貨、第三のグループが日本銀行が自己の資金として持つておられます外貨でございませぬ。こちらの外貨の持ち主の關係から申しますと、以上の三つに分類されるわけでありませぬ。これがどのように対応的に預けられておるかということでありませぬが、現実のところ、大部分が外国の銀行に預金の形でございませぬ。その相当部分が勿論定期預金になつておる。一部は証券に運用されておる。その残りが現実の為替取引のための信用上のマージンになり、或いは決済資金という姿で、当座勘定で外国の銀行にあるという姿になつておられます。

○藤野繁雄君 今の銀行別一つ数字を明らかにすることができたならば、お願ひしたいと思ひます。若し秘密であつたならば又いづれ伺いたいと思ひます。

○説明員(福益繁君) 銀行別と申しますのは、その外国の預け先の銀行ですか。

○藤野繁雄君 はい。

○説明員(福益繁君) これは甚だなんでもございませぬが、外銀同士の商売の競争と申しますか、内幕がわかることになりませぬので、一切公表できないことになつておられます。

○藤野繁雄君 ここに外国の為替銀行や何かの数字が、銀行名が出してある

のであります。日本の輸出入貿易の全取扱高を、日本銀行と外国の銀行と比較して、どの銀行がどのくらい取引をやつておるんだということが、これも明らかにすることができたらば教えて頂きたいと思つておられます。日本の貿易の総体をどういふふうに取り扱つておるのか……。

○説明員(福益繁君) 昭和二十八年中の為替の取扱高で申上げますと、御質問は貿易ということでございますが、貿易外を受取り為替なり支払為替なりを含めまして、全体の為替取引のうちで、日本側の銀行で扱われておられます十二行で八六・六%、乙種と申しております二十一行合計で七・一%、それから日本にありませぬ外国銀行十二行で合計六・三%、以上のような比率になります。

○藤野繁雄君 法律第四条第二項ですが、「國際的信用に関する見通し」とありますが、これはこの前もちよつとお話がありましたが、「國際的信用に関する見通し」ということと、それから「經濟金融の状況その他を勘案し」ということになつておられますが、經濟金融の状況その他というものは、さういふふうなものをお勘案されるお考えであるのか。この二つをお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) この「國際的信用に関する見通し」といふ言葉は、実は私もいたしましては、外圍為替及び貿易管理に関する法律の中にさういふ言葉を使つておるのであります。つまり外圍為替銀行というものが對外的に活動いたして行くことが必要である。つまりさういふ場合に、

對外的に活動いたします場合に、國際的信用を勝ち得るといふことでなければ、なかつた銀行は育ち得ない。又、育つてもこの法律の目的を達成しないといふことになるのであります。つまり、この銀行を免許いたしますに當りましては、免許され、設立された時におきましては、これが十分に國際的信用を博し得るといふ見通しがあることが必要であるかと思ひます。さういふ意味で、免許をいたすかどうかをきめる場合の基準といたしまして、その一つの重要なものとして考へて行きたい。

それから、「經濟金融の状況その他」といふものは、今特に私は、具体的にどういふものかといふことは、頭に具體的に描いていないのであります。内外の經濟の金融なり經濟の状況を考へなければなりません。そのうちでも、やはり貿易の状況がさういふふうになつておるか、つまり日本の經濟の貿易依存度といふものが非常に大きい關係になつて参ると思ひます。さういつた観点から、これらの銀行が、例へば数を考へます場合に、御案内のように、この法律は決して一行を予定し、対象としたして特別銀行法ではないのであります。ですから、教行が建前としてでき得るわけでありませぬが、日本の經濟の状況から申しますならば、或いは現在としては一行しか認めざる余地がないといふことにならざるか、知れない。さういつた場合におきまして、その一行にすべきか、或いは一行がすでにできた場合に、第二の外國為替銀行を作ることが適當であるかどうかといふような判断をしなければならぬと思ひます。私どもは、さういふ場合に

對外的に活動いたした場合には、國際的信用を勝ち得るといふことでなければ、なかつた銀行は育ち得ない。又、育つてもこの法律の目的を達成しないといふことになるのであります。つまり、この銀行を免許いたしますに當りましては、免許され、設立された時におきましては、これが十分に國際的信用を博し得るといふ見通しがあることが必要であるかと思ひます。さういふ意味で、免許をいたすかどうかをきめる場合の基準といたしまして、その一つの重要なものとして考へて行きたい。

それから、「經濟金融の状況その他」といふものは、今特に私は、具体的にどういふものかといふことは、頭に具體的に描いていないのであります。内外の經濟の金融なり經濟の状況を考へなければなりません。そのうちでも、やはり貿易の状況がさういふふうになつておるか、つまり日本の經濟の貿易依存度といふものが非常に大きい關係になつて参ると思ひます。さういつた観点から、これらの銀行が、例へば数を考へます場合に、御案内のように、この法律は決して一行を予定し、対象としたして特別銀行法ではないのであります。ですから、教行が建前としてでき得るわけでありませぬが、日本の經濟の状況から申しますならば、或いは現在としては一行しか認めざる余地がないといふことにならざるか、知れない。さういつた場合におきまして、その一行にすべきか、或いは一行がすでにできた場合に、第二の外國為替銀行を作ることが適當であるかどうかといふような判断をしなければならぬと思ひます。私どもは、さういふ場合に

對外的に活動いたした場合には、國際的信用を勝ち得るといふことでなければ、なかつた銀行は育ち得ない。又、育つてもこの法律の目的を達成しないといふことになるのであります。つまり、この銀行を免許いたしますに當りましては、免許され、設立された時におきましては、これが十分に國際的信用を博し得るといふ見通しがあることが必要であるかと思ひます。さういふ意味で、免許をいたすかどうかをきめる場合の基準といたしまして、その一つの重要なものとして考へて行きたい。

それから、「經濟金融の状況その他」といふものは、今特に私は、具体的にどういふものかといふことは、頭に具體的に描いていないのであります。内外の經濟の金融なり經濟の状況を考へなければなりません。そのうちでも、やはり貿易の状況がさういふふうになつておるか、つまり日本の經濟の貿易依存度といふものが非常に大きい關係になつて参ると思ひます。さういつた観点から、これらの銀行が、例へば数を考へます場合に、御案内のように、この法律は決して一行を予定し、対象としたして特別銀行法ではないのであります。ですから、教行が建前としてでき得るわけでありませぬが、日本の經濟の状況から申しますならば、或いは現在としては一行しか認めざる余地がないといふことにならざるか、知れない。さういつた場合におきまして、その一行にすべきか、或いは一行がすでにできた場合に、第二の外國為替銀行を作ることが適當であるかどうかといふような判断をしなければならぬと思ひます。私どもは、さういふ場合に

對外的に活動いたした場合には、國際的信用を勝ち得るといふことでなければ、なかつた銀行は育ち得ない。又、育つてもこの法律の目的を達成しないといふことになるのであります。つまり、この銀行を免許いたしますに當りましては、免許され、設立された時におきましては、これが十分に國際的信用を博し得るといふ見通しがあることが必要であるかと思ひます。さういふ意味で、免許をいたすかどうかをきめる場合の基準といたしまして、その一つの重要なものとして考へて行きたい。

おきましては、やはり既存の銀行の活動状況でありませうか、そういう点から、ここに書いてあります恐らく大部分の問題は経済金融の状況というところでカバーができるかと思うのでありますけれども、更に、経済金融の状況以外に、やはりこれらの外国為替銀行の設立を認めるか、認めないかということとを判断するために必要な材料というものが、まだほかにあるかとも思われますので、そういう点につきまして、具体的には、こういつたことというよりは、ちよつと申上げる材料を持つておきませぬけれども、これらの経済金融の状況、それに類するような状況を勘案する必要があるかと思つたので、「その他」というようなことを入れたのであります。今、具体的にどういうことを考えるかというところは、今予定はいたしておらないような次第でございます。

それから、ちよつと先ほど総務課長から御説明申上げましたことで、ちよつと附加しておきたいと思つたのであります。外国銀行の日本における活動の状況の数字が六・三％ということは今申上げたのであります。これは実は窓口において外国為替等を取扱ふ場合の数量を言つておるのであります。これはやや専門的になつて恐縮であります。インター・バンクの取引は実は相当あるのであります。例へて申上げますと、日本の為替業務を営んでおります銀行が信用状を受付けたら、或いは輸出形を買つたりいたしますのは、その窓口でやりますが、それをそのまま、輸出の面において、輸入の面においても、それをそのまま右から左に通り返すように、外

国銀行へ持つて行つた、そういうことも相當な数に上つております。然るに、今申上げた表の上には窓口において取扱つたものの数量が出て参りますので、今のうちに、インター・バンクで日本側の銀行から外国側の銀行に移して行く、或いはさような形になることもありましようが、それがそのまま通り抜けて行く場合もございませうが、そういう場合におきましては、実際は外国銀行が取扱つておられるもの、形の上は窓口が日本側の銀行を通じているために、これは顧客の關係で、こちらの数字が、日本側として取扱つておられるというよりは非常に膨れておられるので、実質的にはもつと外国側の銀行に終局的に取扱われておられるものが相當量に上つておられる、こういうふうな御了解頂きたいと思つたのであります。

○藤野繁雄君 第五条の第一項には、「外国為替銀行は、その商号中に銀行」という文字を用いなければならない。ここに銀行とすることがある。これは外国為替銀行だから、何故、銀行とすることができなくて、外国為替銀行という名を用いなければならないか、私ども疑問にしているのは……。それで、今度第十条によつて見ますと、外国為替銀行というふうな文句が、外国為替銀行は銀行法に言う銀行ではないかということであるし、今度は附則の第四によつて見ると、「外国為替銀行を」外国為替公認銀行に改める。というふうなこともなつておられるので、同じく外国の為替をやるところのものでありながら、一方のほうは公認とし、一方のほうは公認しやないというふうなことになるば、外国為替をする場合に非常に信用度に影響を及ぼすようなことはありやしないか。こういうふうな心配の必要はないのであるかどうかお伺いしたい。

○政府委員(河野通一君) 第五条は、御質問の点は誠に御尤もな点があるのではありませんが、銀行法には、銀行法の規定が出ておられますが、銀行法第四條には、銀行でなければ、銀行という商号の中に銀行という文字を使つてはならないという規定がある。然るに、外国為替銀行は、これは銀行法の言つておられる銀行ではない。先ほど御指摘のありました通りであります。普通は商号の場合においては、これを外国為替銀行とすることを必ず商号の中に入れておられる。これは前例といたしましては、実は長期信用銀行法があるわけです。先年御審議を頂いたのであります。先年御審議を頂いた中で長期信用銀行とすることを必ず必要はな

は、先例は、今申上げましたように長期信用銀行法にある。それから非常に複雑な規定で、外国為替銀行或いは外国為替公認銀行という言葉を使つておられますが、一々について詳細御説明したほうがいいのですが、極く簡単に申し上げますと、外国為替及び外国貿易管理法に、現在、外国為替銀行という言葉を使つておられる。この外国為替銀行と申すのは、新しい法律によつてできて参ります。外国為替銀行と申すのは、現在、銀行法によつてできておられる銀行で、外国為替業務を営んでおられますものが、この外国為替銀行、これは外国為替及び貿易管理法に基いて府の認可を受けておられるというものが外国為替銀行として総称されているのであります。然るに、今般いおゆる専門銀行を私どもは外国為替銀行と呼ぶことになつたのであります。そうしますと、同じ国の法律の中に同じ言葉で違つた内容を持つておられる言葉が出るということは、適当でないということでありまして、従来の意味の銀行法によつて使われておられる外国為替銀行に当るものは、これは外国為替公認銀行、つまり外国為替を営むことが公認されている銀行だ。こういう言葉に変えようというわけでありまして、そうして、外国為替銀行と申す場合に、このいわゆる専門銀行と申す場合は、このいわゆる専門銀行と申す場合は、外国為替銀行法によつて免許せられた銀行だけを外国為替銀行と呼び、そしてこの新しい法律によつてできた外国為替銀行も、外国為替公認銀行の一つであることは間違いない。つまりもつとカテゴリーが広いわけですから、外国為替銀行も、

は、先例は、今申上げましたように長期信用銀行法にある。それから非常に複雑な規定で、外国為替銀行或いは外国為替公認銀行という言葉を使つておられますが、一々について詳細御説明したほうがいいのですが、極く簡単に申し上げますと、外国為替及び外国貿易管理法に、現在、外国為替銀行という言葉を使つておられる。この外国為替銀行と申すのは、新しい法律によつてできて参ります。外国為替銀行と申すのは、現在、銀行法によつてできておられる銀行で、外国為替業務を営んでおられますものが、この外国為替銀行、これは外国為替及び貿易管理法に基いて府の認可を受けておられるというものが外国為替銀行として総称されているのであります。然るに、今般いおゆる専門銀行を私どもは外国為替銀行と呼ぶことになつたのであります。そうしますと、同じ国の法律の中に同じ言葉で違つた内容を持つておられる言葉が出るということは、適当でないということでありまして、従来の意味の銀行法によつて使われておられる外国為替銀行に当るものは、これは外国為替公認銀行、つまり外国為替を営むことが公認されている銀行だ。こういう言葉に変えようというわけでありまして、そうして、外国為替銀行と申す場合に、このいわゆる専門銀行と申す場合は、このいわゆる専門銀行と申す場合は、外国為替銀行法によつて免許せられた銀行だけを外国為替銀行と呼び、そしてこの新しい法律によつてできた外国為替銀行も、外国為替公認銀行の一つであることは間違いない。つまりもつとカテゴリーが広いわけですから、外国為替銀行も、

は、先例は、今申上げましたように長期信用銀行法にある。それから非常に複雑な規定で、外国為替銀行或いは外国為替公認銀行という言葉を使つておられますが、一々について詳細御説明したほうがいいのですが、極く簡単に申し上げますと、外国為替及び外国貿易管理法に、現在、外国為替銀行という言葉を使つておられる。この外国為替銀行と申すのは、新しい法律によつてできて参ります。外国為替銀行と申すのは、現在、銀行法によつてできておられる銀行で、外国為替業務を営んでおられますものが、この外国為替銀行、これは外国為替及び貿易管理法に基いて府の認可を受けておられるというものが外国為替銀行として総称されているのであります。然るに、今般いおゆる専門銀行を私どもは外国為替銀行と呼ぶことになつたのであります。そうしますと、同じ国の法律の中に同じ言葉で違つた内容を持つておられる言葉が出るということは、適当でないということでありまして、従来の意味の銀行法によつて使われておられる外国為替銀行に当るものは、これは外国為替公認銀行、つまり外国為替を営むことが公認されている銀行だ。こういう言葉に変えようというわけでありまして、そうして、外国為替銀行と申す場合に、このいわゆる専門銀行と申す場合は、このいわゆる専門銀行と申す場合は、外国為替銀行法によつて免許せられた銀行だけを外国為替銀行と呼び、そしてこの新しい法律によつてできた外国為替銀行も、外国為替公認銀行の一つであることは間違いない。つまりもつとカテゴリーが広いわけですから、外国為替銀行も、

は、先例は、今申上げましたように長期信用銀行法にある。それから非常に複雑な規定で、外国為替銀行或いは外国為替公認銀行という言葉を使つておられますが、一々について詳細御説明したほうがいいのですが、極く簡単に申し上げますと、外国為替及び外国貿易管理法に、現在、外国為替銀行という言葉を使つておられる。この外国為替銀行と申すのは、新しい法律によつてできて参ります。外国為替銀行と申すのは、現在、銀行法によつてできておられる銀行で、外国為替業務を営んでおられますものが、この外国為替銀行、これは外国為替及び貿易管理法に基いて府の認可を受けておられるというものが外国為替銀行として総称されているのであります。然るに、今般いおゆる専門銀行を私どもは外国為替銀行と呼ぶことになつたのであります。そうしますと、同じ国の法律の中に同じ言葉で違つた内容を持つておられる言葉が出るということは、適当でないということでありまして、従来の意味の銀行法によつて使われておられる外国為替銀行に当るものは、これは外国為替公認銀行、つまり外国為替を営むことが公認されている銀行だ。こういう言葉に変えようというわけでありまして、そうして、外国為替銀行と申す場合に、このいわゆる専門銀行と申す場合は、このいわゆる専門銀行と申す場合は、外国為替銀行法によつて免許せられた銀行だけを外国為替銀行と呼び、そしてこの新しい法律によつてできた外国為替銀行も、外国為替公認銀行の一つであることは間違いない。つまりもつとカテゴリーが広いわけですから、外国為替銀行も、

は、先例は、今申上げましたように長期信用銀行法にある。それから非常に複雑な規定で、外国為替銀行或いは外国為替公認銀行という言葉を使つておられますが、一々について詳細御説明したほうがいいのですが、極く簡単に申し上げますと、外国為替及び外国貿易管理法に、現在、外国為替銀行という言葉を使つておられる。この外国為替銀行と申すのは、新しい法律によつてできて参ります。外国為替銀行と申すのは、現在、銀行法によつてできておられる銀行で、外国為替業務を営んでおられますものが、この外国為替銀行、これは外国為替及び貿易管理法に基いて府の認可を受けておられるというものが外国為替銀行として総称されているのであります。然るに、今般いおゆる専門銀行を私どもは外国為替銀行と呼ぶことになつたのであります。そうしますと、同じ国の法律の中に同じ言葉で違つた内容を持つておられる言葉が出るということは、適当でないということでありまして、従来の意味の銀行法によつて使われておられる外国為替銀行に当るものは、これは外国為替公認銀行、つまり外国為替を営むことが公認されている銀行だ。こういう言葉に変えようというわけでありまして、そうして、外国為替銀行と申す場合に、このいわゆる専門銀行と申す場合は、このいわゆる専門銀行と申す場合は、外国為替銀行法によつて免許せられた銀行だけを外国為替銀行と呼び、そしてこの新しい法律によつてできた外国為替銀行も、外国為替公認銀行の一つであることは間違いない。つまりもつとカテゴリーが広いわけですから、外国為替銀行も、

は、先例は、今申上げましたように長期信用銀行法にある。それから非常に複雑な規定で、外国為替銀行或いは外国為替公認銀行という言葉を使つておられますが、一々について詳細御説明したほうがいいのですが、極く簡単に申し上げますと、外国為替及び外国貿易管理法に、現在、外国為替銀行という言葉を使つておられる。この外国為替銀行と申すのは、新しい法律によつてできて参ります。外国為替銀行と申すのは、現在、銀行法によつてできておられる銀行で、外国為替業務を営んでおられますものが、この外国為替銀行、これは外国為替及び貿易管理法に基いて府の認可を受けておられるというものが外国為替銀行として総称されているのであります。然るに、今般いおゆる専門銀行を私どもは外国為替銀行と呼ぶことになつたのであります。そうしますと、同じ国の法律の中に同じ言葉で違つた内容を持つておられる言葉が出るということは、適当でないということでありまして、従来の意味の銀行法によつて使われておられる外国為替銀行に当るものは、これは外国為替公認銀行、つまり外国為替を営むことが公認されている銀行だ。こういう言葉に変えようというわけでありまして、そうして、外国為替銀行と申す場合に、このいわゆる専門銀行と申す場合は、このいわゆる専門銀行と申す場合は、外国為替銀行法によつて免許せられた銀行だけを外国為替銀行と呼び、そしてこの新しい法律によつてできた外国為替銀行も、外国為替公認銀行の一つであることは間違いない。つまりもつとカテゴリーが広いわけですから、外国為替銀行も、

外国為替公認銀行の一つであるけれども、外国為替公認銀行というものは、外国為替銀行より遙かに広い内容を持つておられる。つまり種益君からも御説明申上げましたように、甲種銀行、乙種銀行という言葉を使われておりました。これらのいわゆる外国為替銀行がすべて外国為替公認銀行になる。そういう意味で非常に複雑な規定になつておられます。おわかりにくかつたかと思つておられますが、ここにいろいろな条文を改めておきますのは、そういう趣旨の一連の規定であるということをお断り承頂きたいと思つたのであります。

○委員(大矢半次郎君) 本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十八分散会

三月十三日本委員会に左の事件を付託された
一、繊維消費税反対に関する請願(第一六一号)(第一六五号)
一、宮崎県都農町に葉たばこ収納所設置の請願(第一七四号)
一、繊維消費税反対に関する陳情(第四六九号)(第四七八号)
第一六一号 昭和二十九年二月二十五日受理
請願者 新潟市宝塚劇場前セン
バヤ商店内 古川嘉吉
紹介議員 高良 とみ君
繊維品小売課税の強行は経営難の業者をますます苦況に追い込むこととなる外、脱税のためのモグリ業者をばびこらせて業界を極度の混乱に陥れる上に価格変動の激しい現状では課税の決定をめぐつて税務署と納税者の間に紛争をひき起す等ばかり知れぬ弊害を伴

ることが予想されるから、本税案には反対であり、むしろ原系課税の実施を望みたいとの請願。

第一六五号 昭和二十九年二月二十六日受理

繊維消費税反対に関する請願

請願者 名古屋市議会議長 鈴木健

紹介議員 成瀬 皓治君

政府は、この度繊維消費税を新設するよしであるが、元来織物消費税は、その性格上大衆課税であつて物価の高騰を招来し、国民生活に脅威を与えるばかりでなく、中小企業に対して犠牲をしい、商業道徳までも低下させるものであるから、繊維消費税の新設を阻止せられたいとの請願。

第一七四号 昭和二十九年三月三日受理

宮崎県都農町に葉たばこ収納所設置の請願

請願者 宮崎県児湯郡都農町 長 後藤正一外六名

紹介議員 三輪 貞治君

宮崎県都農町は、県下に冠たる葉煙草の生産地であるが、残念ながらいまだに収納施設を持たないため、毎年納期には学校の講堂を臨時借用して収納に当っている有様で、教育上多大の障害となつてゐるから、すみやかに本町に葉たばこ収納所を設置せられたいとの請願。

第四六九号 昭和二十九年二月二十七日受理

繊維消費税反対に関する陳情

陳情者 愛知県中島郡起町長 丹羽豊一外一名

政府の意図する繊維消費税の創設は、究極において大衆課税であり、低物価政策を標ぼうし民生の安定を計らんとする施策に相反し、かつ今日最も緊切な貿易関係業界を窮境に追い込み、生産意欲をいぢるしく阻害するものであるから、本税の創設には絶対反対であるとの陳情。

第四七八号 昭和二十九年三月一日受理

繊維消費税反対に関する陳情

陳情者 京都府会議長 北村平三郎

政府は繊維消費税の課税方法につきその方針を再三変更するの余儀なき結果遂にしやし織雑品に対し小売業者に売渡す段階において課税することに決定した由であるが、たといいかなる方法による課税であつても繊維消費税は全国繊維業界を大混乱におとしめる悪税であるから、本税創設には絶対反対であるとの陳情。

昭和二十九年三月二十七日印刷

昭和二十九年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局